

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日会社A（以下「会社」という。）に入社し、店舗の運営管理等の業務に従事していた。被災者は、平成〇年〇月〇日にはB店に異動になり、その後、C店、D店、E店、F店、G店を経て、平成〇年〇月〇日に新規店舗であるH店に副店長として異動し、同店舗の立ち上げに従事した。被災者は、平成〇年〇月〇日、下痢と発熱の症状が出現したため、自宅療養していたが、同月〇日から出勤することになっていたところ出勤せず、同年〇月〇日、H県I市の林道に停車した軽自動車内において一酸化炭素中毒により死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日未明と推定、直接死因：一酸化炭素中毒、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者は上司とのトラブル、サービス残業の強要、度重なる新規店舗の立ち上げに対する心労によるストレスが原因で精神障害を発病し自殺したとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の発病の有無

請求人は、被災者は業務上の事由により精神障害を発病し自殺したと主張しているが、被災者には精神疾患に関して受診歴がない。

精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考える。

したがって、本件について認定基準に基づき検討するところ、認定基準においては、業務上の疾病として取り扱うための認定要件の1つである「対象疾病を発病していること」を満たしていることが必要とされていることから、以下、被災者が精神障害を発病していたか否かを検討する。

(2) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

は、被災者が出勤していた平成〇年〇月〇日までの間は、H店の複数の関係者の証言から被災者の心身の症状に変化があったようにはうかがわれないこと、被災者が下痢や発熱を訴え、職場を休みだした同月〇日から連絡が取れなくなる同月〇日までの間は、被災者と電話で話をしたJ店長の申述や、被災者が出

会い系サイトで知り合ったKとやり取りしたメールの記録から特段変わった様子はないこと、そして連絡が取れなくなった同月〇日から軽自動車の中で死亡しているのを発見される同年〇月〇日までの間は、被災者の行動は不明であることなどを根拠として、同年〇月〇日までの被災者の心身の症状については、精神障害を発病したとする症状はうかがえず、電話連絡が取れなくなった同月〇日から死に至る同年〇月〇日までの心身の症状が不明であることから、この間の精神障害の発病の有無については医学的に判断できない旨の所見を述べている。

当審査会としては、H店の複数の関係者に共通してみられる被災者の心身の状況に関する申述内容や、被災者が自殺する直前に音信不通となり心身の症状が不明であることに照らして、専門部会の医学的意見は妥当であると判断する。

よって、被災者の精神障害の発病の有無については医学的に判断できないことから、認定要件の「対象疾病を発病していること」を満たさないものであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(3) しかしながら、当審査会としては、請求人が被災者は精神障害を発病していたと主張しているので、請求人の主張を踏まえ、被災者と連絡が取れなくなり心身の症状が不明となったとする平成〇年〇月〇日から死に至る同年〇月〇日までの間のうち、一番早い日付である〇月〇日に精神障害を発病したと仮定して、念のため発病前おおむね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められるか否かについて検討する。

(4) 発病前おおむね6か月の間に起きた業務による出来事

認定基準の別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められないことから、「特別な出来事以外」について、以下、検討する。

ア 転勤とその後の労働時間

(ア) 請求人は、被災者が会社に入社後、死亡するまでの約3年半の間に7回転勤しており、平成〇年〇月に転勤してきた新規店舗のH店の立ち上げによる心労ストレスやサービス残業が原因で自殺したと主張している。

被災者の発病前6か月の間の転勤状況をみると、平成〇年〇月〇日にF店(L県)からG店(同)に転勤し、その約3か月後の同年〇月〇日には、同年〇月〇日新規オープン of H店(H県)に副店長に昇進して転勤してお

り、この間、2回の転勤が認められる。

F店（被災者は平成○年○月○日から平成○年○月○日まで勤務）及びG店は新規オープンの店舗ではなく、被災者の当該勤務期間中に業務による強い心理的負荷が認められる出来事は生じていない。

(イ) 被災者のH店での副店長としての業務は、店長不在時の代行、社員やパート・アルバイト従業員の教育・研修、食材の発注、クレーム対応、店の運営管理などであるが、新規オープン前は、オープンの準備のため、J店長と二人でパート・アルバイトの採用面接や研修に主として従事している。この間の業務は、J店長の申述にあるとおり、心理的負荷が強いものとは認められない。

その後、平成○年○月○日に施工業者からの店舗引き渡しや備品搬入があり、同月○日からのプレオープンを経て、同月○日に新規オープン（グランドオープン）しているが、店舗のオープン以降は、客の注文を受けてから商品を提供する作業を行う部下の社員やパート・アルバイト従業員に対する指示・管理など店舗の運営管理の業務の比重が増大していったと考えられる。

また、オープン以降のH店の状況について、J店長は「プレオープン以降は急激に忙しくなった」と申述し、Mは「プレオープン期間中の社員の勤務時間は午前9時から午後9時までですが、実際には午前8時半頃には全員出勤してきていて、帰りは片付け作業が全部終わってから帰るので、午後11時頃まで全員帰れませんでした。片付けは閉店まで勤務のパート・アルバイトさんと一緒にするのですが、片付け作業も不慣れで、適宜指導したり、社員も一緒になって片付けを行うのですが、どうしても遅くなっていました」、「グランドオープン当初、ラストまで毎日残っていた社員は私とNさん」と申述しており、Kは「（被災者は）オープンしたら朝から晩までの勤務で忙しく休みもとれないと言っていました」と述べている。

H店は、新規オープンの店舗であり、新規採用したパート・アルバイト従業員は業務経験がなく仕事に不慣れであったことや、一般にオープン当初は通常より客の入りが多いことなどを背景として、プレオープン以降、H店全体の業務量が増大する中で、被災者が従事した店舗の運営管理の業

務も増大していったと考えられる。

被災者はG店勤務時に時間帯責任者となるための統括リーダー（副店長）試験に合格しており、新規店舗のオープン業務にも携わった経験があるなど、過去に経験した業務と全く異なる質の業務に従事したとはいえ、被災者の能力・経験と業務内容に著しいギャップは見出せないものの、店舗の運営管理の業務に悩んでいたとのJ店長の申述も考え併せると、プレオープン以降、H店の業務量が増大し副店長である被災者の心理的負荷が増大したことがうかがわれる。

(ウ) 当審査会は、被災者の業務の過重性を評価するための労働時間として、次のとおり認定する。

① 始業・終業時刻

被災者の勤務月報の記録とセコムの解除・セット記録との間で時間差がある理由について、Mの申述及び勤務月報についての同人の申述を踏まえ、被災者の出勤日の始業・終業時刻は、原則として、勤務月報の出勤時間ではなくセコムの解除・セット時間とする。

② 休憩時間

休憩時間については、Mの申述があり、併せて一般に外食産業は1日の業務の時間帯により繁閑があり終日全く休憩時間を取ることができない状況は想定し難いことから、就業規則上、1日当たり最小である45分と認定する。

③ 休日出勤

休日出勤については、「このように出勤日は遅く帰っていましたが、休日は社員全員シフトどおり休んでいました」とのMの申述や会社が提出したシフト表も含め、本件資料から被災者の休日出勤を推認するものはない。

④ 以上、被災者が平成○年○月○日に発病したとの仮定を踏まえ、前記①、②及び③により、発病日の前日の同年○月○日から同月○日までの1か月の時間外労働を算定すると94時間29分となり、月100時間を超えるような時間外労働は認められない。

(エ) したがって、被災者の転勤とその後の状況をめぐる出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「転勤をした」に該当し、その平均的な心理的負荷

の強度は「Ⅱ」であるところ、被災者は2回の転勤を経験しており、また、2回目の転勤先であるH店では副店長として店舗の新規立ち上げに従事し業務による心理的負荷が認められるものの、恒常的な長時間労働があったとまでは認められないことから、この出来事の総合評価は「中」とであると判断する。

イ 上司とのトラブル

請求人は、被災者は勤怠記録、在庫報告及び従業員への説明時において、J店長から大きな心的圧力を加えられたと主張しており、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかしながら、請求人が主張するJ店長の言動は業務指導の範囲を逸脱した指導・叱責とは認められず、同店長の被災者に対する指導についてのM及びPの申述を考慮すると、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 以上、請求人の主張に沿って、被災者が精神障害を発病したと仮定して、認定基準に基づき発病前おおむね6か月間の業務による出来事の心理的負荷をみても、「中」となる出来事が1つと「弱」となる出来事が1つであり、これらの出来事は関連して生じているものではないことから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価としては「中」であり、「強」には至らない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。